



三重県公報

平成9年4月22日(火)

第849号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 三重県農業改良資金貸付規程の一部を改正する規則……………(農林水産政策課) 1

告示

- 生活文化政策課関係補助金等交付要綱の一部改正……………(生活文化政策課) 5
- 同和課関係補助金交付要綱の一部改正……………(同和課) 6
- 三重県農業改良資金貸付基準の一部改正……………(農林水産政策課) 6
- 三重県農業経営近代化資金利子補給基準の一部改正……………(同) 6
- 三重県漁業近代化資金利子補給基準の一部改正……………(同) 6
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧……………(道路維持課) 7
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧……………(同) 9
- 公有水面埋立免許……………(港湾課) 10

公告

- 第二種大規模小売店舗に関する公示……………(商工振興課) 11
- 同件……………(同) 11
- 同件……………(同) 11
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農地整備課) 12
- 基本測量を実施する旨の通知……………(公共用地課) 12
- 基本測量が終了した旨の通知……………(同) 12
- 同件……………(同) 13
- 公共測量が終了した旨の通知……………(同) 13
- 同件……………(同) 13
- 同件……………(同) 13
- 同件……………(同) 13
- 同件……………(同) 13
- 同件……………(同) 13
- 同件……………(同) 13
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築開発課) 13

規則

三重県農業改良資金貸付規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年四月二十一日

三重県知事 北 三 正 恭

三重県規則第二百二十四号

三重県農業改良資金貸付規程の一部を改正する規則

三重県農業改良資金貸付規程(昭和二十一年三重県規則第五十七号の二)の一部を次のように改正する。

第1号様式その四

区 分	申請主体の名称		代表者の氏名		事業計画となる部門		参加農家戸数		事業費工予定月数	
							戸		年 月 日	
							うち組織			
							戸		年 月 日	
参加農家の作物の面積	参加農家の総耕作規模		参加農家戸数							
構成員	現況		目標		現況		目標		現況	
構成員外	現況		目標		現況		目標		現況	
計	現況		目標		現況		目標		現況	
転作の実施状況	1年前(年度)		現況(年度)		転作等目標面積		転作等実施面積			

に改め

区 分	申請主体の名称		代表者の氏名		事業計画となる部門		参加農家戸数		事業費工予定月数	
							戸		年 月 日	
							うち組織			
							戸		年 月 日	
参加農家の作物の面積	参加農家の総耕作規模		参加農家戸数							
構成員	現況		目標		現況		目標		現況	
構成員外	現況		目標		現況		目標		現況	
計	現況		目標		現況		目標		現況	

に改め

2 水田における作物の作付けの面積に関する総括表

区 分	水					田					連 担 化 状 況
	自作地 ①	借地等 ②	③ ①+②	作業受 託 ④	小計⑤ ③+④	自作地 ⑥	借地等 ⑦	⑧ ⑥+⑦	作業受 託 ⑨	小計⑩ ⑧+⑨	
現 況 (年)	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール
1 年 目 (年)											
3 年 目 (年)											

- (注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けたものをいう。
2 「作業受託」とは、2作業以上の農作業の委託を受けたものをいう。
3 連担化の状況欄には、最も大きな連担地の面積(2作業以上の作業受託に係る面積を含む。)の面積を記入すること。
(「連担化の状況」の目標面積に限っては、4年目又は5年目の状況でも可)

転 作 等 の 実 施 面 積(単位:アール)

1 年前(年度)	転作等目標面積	転作等実施面積
現 況(年度)		

(注) 本年度における転作等目標面積の配分形態に応じ、個人別又は集落、集団等別の数値を記入すること。

2 水田における作物の作付けの面積に関する総括表

区 分	水					田					連 担 化 状 況
	自作地 ①	借地等 ②	③ ①+②	作業受 託 ④	小計⑤ ③+④	自作地 ⑥	借地等 ⑦	⑧ ⑥+⑦	作業受 託 ⑨	小計⑩ ⑧+⑨	
現 況 (年)	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール
1 年 目 (年)											
3 年 目 (年)											

- (注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けたものをいう。
2 「作業受託」とは、2作業以上の農作業の委託を受けたものをいう。
3 連担化の状況欄には、最も大きな連担地の面積(2作業以上の作業受託に係る面積を含む。)の面積を記入すること。
(「連担化の状況」の目標面積に限っては、4年目又は5年目の状況でも可)

に改め

正誤表の付

2 水田における作物の作付けの面積に関する総括表 (単位:アール)

区 分	水					田					連 担 化 状 況
	自作地 ①	借地等 ②	③ ①+②	作業受 託 ④	小計⑤ ③+④	自作地 ⑥	借地等 ⑦	⑧ ⑥+⑦	作業受 託 ⑨	小計⑩ ⑧+⑨	
現 況 (年)											
1 年 目 (年)											
3 年 目 (年)											

- (注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けたものをいう。
2 「作業受託」とは、2作業以上の農作業の委託を受けたものをいう。
3 連担化の状況欄には、最も大きな連担地の面積(2作業以上の作業受託に係る面積を含む。)の面積を記入すること。
(「連担化の状況」の目標面積に限っては、4年目又は5年目の状況でも可)

転 作 等 の 実 施 面 積(単位:アール)

1 年前(年度)	転作等目標面積	転作等実施面積
現 況(年度)		

(注) 各年度における転作等目標面積の配分形態に応じ、個人別又は集落、集団等別の数値を記入すること。

2 水田における作物の作付けの面積に関する総括表 (単位:アール)

区 分	水					田					連 担 化 状 況
	自作地 ①	借地等 ②	③ ①+②	作業受 託 ④	小計⑤ ③+④	自作地 ⑥	借地等 ⑦	⑧ ⑥+⑦	作業受 託 ⑨	小計⑩ ⑧+⑨	
現 況 (年)											
1 年 目 (年)											
3 年 目 (年)											

- (注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けたものをいう。
2 「作業受託」とは、2作業以上の農作業の委託を受けたものをいう。
3 連担化の状況欄には、最も大きな連担地の面積(2作業以上の作業受託に係る面積を含む。)の面積を記入すること。
(「連担化の状況」の目標面積に限っては、4年目又は5年目の状況でも可)

2 水田における作物の作付けの面積に関する総括表

区 分	水					田					連 担 化 状 況
	自作地 ①	借地等 ②	③ ①+②	作業受 託 ④	小計⑤ ③+④	自作地 ⑥	借地等 ⑦	⑧ ⑥+⑦	作業受 託 ⑨	小計⑩ ⑧+⑨	
現 況 (年)	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール
1 年 目 (年)											
3 年 目 (年)											

- (注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権、又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けたものをいう。
2 「作業受託」とは、2作業以上の農作業の委託を受けたものをいう。
3 水田営農活性化対策上の対象水田を、水田とするものとする。
4 農業者等の転作率の計算に当たっては、作業の受託面積、多用途利用米の生産面積、実収量入面積及び土地改良通年施行の面積及び他の農業者への転作の委託面積を含めても差し支えないものとする。
5 団地の場合にあつては団地面積に係る要件についての適否の判定可能な確認資料(地図等(年度により異なる場合は年度ごとに作成すること。))を添付すること。また、団地が複数の場合は、団地ごとに団地番号を付すこと。

転 作 等 の 実 施 面 積(単位:アール)

1 年前(年度)	転作等目標面積	転作等実施面積
現 況(年度)		

(注) 各年度における転作等目標面積の配分形態に応じ、個人別又は集落、集団等別の数値を記入すること。

2 水田における作物の作付けの面積に関する総括表

区分	水田									
	稲					転作作物				
	自作地 ①	借地等 ②	③ ①+②	作業受 託④	小計⑤ ③+④	自作地 ⑥	借地等 ⑦	⑧ ⑥+⑦	作業受 託⑨	小計⑩ ⑧+⑨
現況 (年)	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール	アール
1年目 (年)										
2年目 (年)										

- (注) 1 「借地等」とは、地上権、賃借権、又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けたものをいう。
2 「作業受託」とは、2作業以上の農作業の受託を受けたものをいう。
3 新生産調整推進対策上の対象水田を、水田とするものとする。
4 団地の場合に於ては団地面積に係る要件についての適合の判定可能な確認資料(地図等(年度により異なる場合は年度ごとに作成すること。))を添付すること。また、団地が複数の場合は、団地ごとに団地番号を付すこと。

生産調整の実施状況(単位:アール)

年度	生産調整対象水田面積	生産調整実施面積
現況(年度)		

(注) 団地の場合は、当該団地の構成員に通知された農業者別生産調整対象水田面積を合計した数値を記入すること。

②ボックス栽培施設、前進出荷品質向上施設の導入状況
(施設ごとに作成する。)

果樹名	栽培面積	施設対象 品種	施設導入面積				備考 品種転 換状況
			栽培面積	1年目	2年目	3年目	
計	A			B		C	

$$C/A \geq 10\%$$

(ボックス栽培施設の導入の場合)
B $\geq$ 15a(原則)

(前進出荷品質向上施設の導入の場合)
B $\geq$ 10a(原則)

②ボックス栽培施設、前進出荷品質向上施設、マルチ栽培、高畝栽培の導入状況
(導入栽培方式ごとに作成する。)

果樹名	栽培面積	導入対象 品種	導入面積				備考 品種転 換状況
			栽培面積	1年目	2年目	3年目	
計	A			B		C	

$$C/A \geq 10\%$$

(ボックス栽培施設、マルチ栽培、高畝栽培の導入の場合)
B $\geq$ 15a(原則)

(前進出荷品質向上施設の導入の場合)
B $\geq$ 10a(原則)

(2) 果樹生産省力化技術促進資金(わい化栽培の導入状況)

果樹名	栽培面積	転換す る品種	転換前 面積	転換先 品種	導入面積			
					1年目	2年目	3年目	計
計	A							B

$$B/A \geq 10\%$$

(3) 果樹複合化推進資金

果樹名	栽培面積	導入又は 転換先 果樹名	導入(転換)面積			
			1年目	2年目	3年目	計
計	A		B		C	

$$C/A \geq 10\%$$

$$B \geq 10a \text{ (原則)}$$

(うんしゅうみかんの場合)

$\geq$ 地域の平均園転率 %

(2) 果樹生産省力化技術促進資金(品種の転換、わい化栽培の導入状況)

果樹名	栽培面積	転換す る品種	転換前 面積	転換先 品種	導入面積			
					1年目	2年目	3年目	計
計	A							B

$$B/A \geq 10\%$$

(3) 果樹複合化推進資金

果樹名	栽培面積	導入又は 転換先 果樹名	導入(転換)面積			
			1年目	2年目	3年目	計
計	A		B		C	

$$C/A \geq 10\%$$

$$B \geq 10a \text{ (原則)}$$

添 画

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の経正前の三重県農業改良資金貸付規程に定める様式に従って作成した様式は、当分の間、所定の調整をして使用するものと定める。

告 示

三重県告示第810号

生活文化政策課関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成9年4月22日

三重県知事 北 川 正 恭

生活文化政策課関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

生活文化政策課関係補助金等交付要綱(平成7年三重県告示第331号)の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

6	人権問題研究 所補助金	人権及び環境問題に 関する調査研究、教 育・啓発等を行い、 同和問題をはじめと するあらゆる人権問 題の解決を図る。	人権問題研究所の運営等に要する経 費	別に定める。	三重県人権 問題研究所
---	----------------	---	-----------------------	--------	----------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 9 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 811 号

同和課関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

同和関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

同和課関係補助金交付要綱（平成 8 年三重県告示第 337 号）の一部を次のように改正する。

別表第 14 号の項を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 9 年度分の補助金から適用する。

三重県告示第 812 号

三重県農業改良資金貸付基準（昭和 60 年三重県告示第 570 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

第 1 の表第 8 号の項第 1 号知事が定める額の欄中「 168,000 円」を「 232,000 円」に、「 227,000 円」を「 230,000 円」に改め、同表第 9 号の項第 2 号を次のように改める。

2 野菜の生育条件を総合的に調節し、及び管理するために必要な施設又は機械を購入し、又は設置するのに必要な経費	同 上	野菜の施設栽培における生育条件を複合的に制御する場合にあっては、施設の面積 100 平方メートルにつき被覆資材がガラスの場合 2,101,000 円 〔養液栽培施設を設置する場合〕 2,965,000 円 被覆資材がガラス以外の場合 1,591,000 円 〔養液栽培施設を設置する場合〕 2,455,000 円 野菜の養液栽培の衛生管理を行う場合 合にあっては、施設の面積 100 平方メートルにつき 813,000 円	同 上	同 上
--	-----	---	-----	-----

三重県告示第 813 号

三重県農業経営近代化資金利子補給基準（平成 8 年三重県告示第 421 号）の一部を次のように改正し、平成 9 年 3 月 28 日から適用する。ただし、平成 9 年 3 月 27 日までに融資機関が貸し付けた農業経営近代化資金に係る利子補給率については、なお従前の例による。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

第 1 の表第 1 号の項から第 7 号の項までの規定中「年 1.65 %」を「年 1.6 %」に改め、同表第 8 号及び第 9 号の項中「年 2.15 %」を「年 2.05 %」に、「年 1.05 %」を「年 1.0 %」に改め、同表第 10 号の項中「年 1.75 %」を「年 1.7 %」に改め、同表第 11 号の項中「年 2.55 %」を「年 2.4 %」に改め、同表第 12 号の項中「年 1.65 %」を「年 1.6 %」に改める。

第 2 の表第 2 号の項中「年 0.15 %」を「年 0.0 %」に改める。

第 3 中「年 1.65 %」とあるのは「年 1.75 %」を「年 1.6 %」とあるのは「年 1.7 %」に改める。

三重県告示第 814 号

三重県漁業近代化資金利子補給基準（平成 8 年三重県告示第 422 号）の一部を次のように改正し、平成 9 年 3

月 28 日から適用する。ただし、平成 9 年 3 月 27 日までに融資機関が貸し付けた漁業近代化資金に係る利子補給率については、なお従前の例による。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

第 1 の表中「年 1.65 %」を「年 1.6 %」に、「年 1.45 %」を「年 1.4 %」に、「年 1.75 %」を「年 1.7 %」に、「年 1.55 %」を「年 1.5 %」に改める。

第 2 の表第 2 号の項中「年 0.85 %」を「年 0.8 %」に改め、同表第 3 号の項中「年 0.15 %」を「年 0.0 %」に改める。

第 3 中「年 1.65 %」とあるのは「年 1.75 %」を「年 1.6 %」とあるのは「年 1.7 %」に、「年 1.45 %」とあるのは「年 1.55 %」を「年 1.4 %」とあるのは「年 1.5 %」に、「年 1.55 %」とあるのは「年 1.65 %」を「年 1.5 %」とあるのは「年 1.6 %」に、「年 1.75 %」とあるのは「年 1.85 %」を「年 1.7 %」とあるのは「年 1.8 %」に改める。

三重県告示第 815 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿公園長沢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市長沢町字池の内 30 番 1 地先から 鈴鹿市長沢町字石蔵 440 番 1 地先まで	旧	7.00～14.00	308.00
	新	8.00～27.00	308.00

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市一ノ宮町字池 583 番 3 から 鈴鹿市一ノ宮町字池 589 番 3 まで	旧	8.70～13.50	37.10
	新	6.00～9.30	37.10

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市高岡町中戸前 2489 番 1 から 鈴鹿市高岡町中戸前 2487 番 4 まで	旧	8.30～15.40	35.10
	新	7.80～9.00	35.10

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鈴鹿宮妻峽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市椿一宮町字前ヶ窪 1585 番地から 鈴鹿市椿一宮町字前ヶ窪 1585 番 5 まで	旧	10.00～17.00	220.00
	新	3.00～10.00	220.00

第 5

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 鈴鹿宮妻峡線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
鈴鹿市椿一宮町字前ヶ窪1585番地から 鈴鹿市椿一宮町字前ヶ窪1585番5まで		旧	3.00～10.00	220.00
		新	9.00～26.00	220.00

第 6

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 嬉野美杉線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡嬉野町大字中川字ゼツ60番3から 一志郡嬉野町大字中川字東浦680番2まで		旧	9.00～13.50	104.50
		新	8.50～9.00	104.50

第 7

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 嬉野美杉線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡嬉野町大字中川字ゼツ62番4から 一志郡嬉野町大字中川字東浦679番4まで		旧	9.80～14.50	125.00
		新	8.00～9.00	125.00

第 8

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 大湊宮町停車場線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市大湊町字中須新田1348番11から 伊勢市大湊町字中須新田1363番まで		旧	7.70～21.70	71.99
		新	6.80～10.00	65.00

第 9

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 新鹿佐渡線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
熊野市飛鳥町小阪字相ヶ谷420番1から 熊野市飛鳥町小阪字相ヶ谷424番まで		新	6.50～33.00	249.00

第10

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 松阪青山線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字山口699番1から 一志郡美杉村下之川字山口678番5まで		旧	5.50～8.00	159.00
		新	9.50～16.50	159.00

第11

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 一志美杉線

3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字山口667番地内		旧	7.00～13.00	48.00
		新	8.00～20.50	48.00

第12

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 八知下多気一志線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字山口667番地内		旧	7.00～13.00	48.00
		新	8.00～20.50	48.00

第13

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 一志美杉線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字山口667番から 一志郡美杉村下之川字山口706番まで		旧	5.20～11.10	244.00
		新	5.00～25.00	310.00

第14

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 八知下多気一志線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡美杉村下之川字山口706番から 一志郡美杉村下之川字山口667番まで		旧	5.20～11.10	244.00
		新	5.00～25.00	310.00

第15

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 栢川青山線
3 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名賀郡青山町北山字八反田2番4地先から 名賀郡青山町北山字久保1080番7地先まで		旧	5.20～5.20	26.00
		新	7.20～7.20	26.00

三重県告示第816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 穴倉南神山津線	津市大字小舟字北垣内3206番地先から 津市大字小舟字北垣内1140番地先まで	平成 9 年 4 月 22 日
県道 一志嬉野線	一志郡一志町大字小山字松葉小辺811番27から 一志郡一志町大字小山字シャレ子842番3まで	平成 9 年 4 月 22 日

県道 須賀利港相賀停車場線	北牟婁郡海山町大字矢口浦字在前915番10地先から 北牟婁郡海山町大字矢口浦字生熊916番9地先まで	平成9年4月22日
一般国道 260号	度会郡南勢町下津浦字湯谷845番3から 度会郡南勢町下津浦字ウシロ1111番地まで	平成9年4月22日
一般国道 422号	上野市市部字森前2789番地から 上野市市部字川原田2648番地まで	平成9年4月22日
県道 信楽上野線	上野市西高倉字畑山1963番5から 上野市西高倉字畑山1964番13まで	平成9年4月22日
県道 松阪青山線	名賀郡青山町腰山字砂田1172番1から 名賀郡青山町老川字長坂1188番1まで	平成9年4月22日
県道 松阪青山線	名賀郡青山町腰山字砂田1065番3から 名賀郡青山町腰山字砂田1154番1まで	平成7年4月22日
一般国道 25号	上野市治田字萌ヶ淵3781番1から 上野市治田字黒田3974番1まで	平成9年4月22日
県道 赤目掛線	名張市青蓮寺字青蓮寺山2850番941地内	平成9年4月22日
県道 赤目掛線	名張市青蓮寺字青蓮寺山2850番327地内	平成9年4月22日

三重県告示第817号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成9年4月22日

尾鷲港港湾管理者の長

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 免許の年月日

平成9年4月22日

2 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

免許を受けた者

津市広明町13番地

三重県

代表者

津市観音寺町446番地の20

三重県知事 北川正恭

3 埋立区域

(1) 位置

尾鷲市大字南浦字海岸通4268番19地先公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成8年の秋分の満潮位(DL+1.63m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 尾鷲港第2防波堤灯台（北緯34度04分07.11秒 東経136度12分31.35秒）から316度00分418.00mの地点

②の地点 ①の地点から86度00分0.50mの地点

③の地点 ②の地点から176度00分1.05mの地点

④の地点 ③の地点から266度00分3.10mの地点

⑤の地点 ④の地点から176度00分87.05mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から266度00分27.77mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から176度00分3.10mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から266度00分4.13mの地点

(3) 面積

5,255.47㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

尾鷲市大字南浦字海岸通4268番19、4268番15及び4268番20の一部並びに4268番19に面する地先公有水面

(2) 区域（角度は、真北方位とする。）

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑥の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 尾鷲港第2防波堤灯台（北緯34度04分07.11秒 東経136度12分31.35秒）から295度10分368.0mの地点

⑤の地点 ④の地点から356度15分55.0mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から266度15分35.0mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から355度45分100.0mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から86度00分185.0mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から176度00分156.0mの地点

(3) 面積

26,881.12㎡

5 埋立地の用途

埠頭用地

公 告

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成9年4月22日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 届出者の名称

アサヒグローバル株式会社

2 建物の名称及び所在地

グローバルインテリア

四日市市ときわ5丁目1495ほか

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成9年4月22日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 届出者の名称

株式会社別所書店

2 建物の名称及び所在地

別所書店修成店

津市修成町20番

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

平成9年4月22日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 届出者の名称

株式会社アドバンス

2 建物の名称及び所在地

宮脇書店松阪店

松阪市垣鼻町字澤1074番ほか

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から理事及び監事の退任及び就任の届出があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

十社北部土地改良区（員弁郡北勢町大字阿下喜2633番地）

退任理事

員弁郡北勢町大字塩崎964 番地

“ “ “ 883 番地

“ “ 大字田辺1381番地の 1

“ “ “ 581 番地

“ “ 大字二之瀬701 番地の 2

“ “ “ 1088番地

“ “ 大字千司久連新田64番地

“ “ 大字川原1891番地

“ “ “ 208 番地

“ “ “ 949 番地

退任監事

員弁郡北勢町大字田辺1365番地

“ “ 大字川原1821番地

就任理事

員弁郡北勢町大字塩崎964 番地

“ “ “ 883 番地

“ “ 大字田辺1381番地の 1

“ “ “ 581 番地

“ “ 大字二之瀬1072番地の 3

“ “ “ 1088番地

“ “ 大字千司久連新田64番地

“ “ 大字川原1891番地

“ “ “ 208 番地

“ “ “ 949 番地

就任監事

員弁郡北勢町大字二之瀬899 番地

“ “ 大字田辺1365番地

“ “ 大字川原1765番地

大 西 昭 治

川 瀬 順 三

川 瀬 宗 雄

川 瀬 直 行

寺 輪 美喜男

川 瀬 修

林 元 良

浅 山 武 史

佐 野 成 也

一 木 幹 雄

瀬 古 忠 繼

近 藤 重 次

大 西 昭 治

川 瀬 順 三

川 瀬 宗 雄

川 瀬 直 行

寺 輪 忠 孝

川 瀬 修

林 元 良

浅 山 武 史

佐 野 成 也

一 木 幹 雄

川 崎 昭

瀬 古 忠 繼

近 藤 重 次

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、次のとおり基本測量を実施する旨、建設省国土地理院長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

1 作業期間

平成 9 年 4 月 14 日から平成 10 年 3 月 31 日まで

2 作業の種類及び作業地域

1/10,000地形図作成

津市

1/2,500空間データ基盤作成

四日市市、桑名市並びに三重郡川越町、楠町及び朝日町並びに員弁郡員弁町及び東員町並びに桑名郡多度町、長島町及び木曽岬町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 9 月 6 日付け三重県公告に係る基本測量（精密水準測量）が平成 9 年 3 月 15 日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 5 月 10 日付け三重県公告に係る基本測量（1/25,000地形図修正測量）が平成 9 年 3 月 31 日終了した旨、建設省国土地理院長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 8 月 20 日付け三重県公告に係る公共測量（集落排水事業に伴う地形測量）が平成 9 年 3 月 21 日終了した旨、鈴鹿市長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 8 月 20 日付け三重県公告に係る公共測量（集落排水事業に伴う地形測量）が平成 9 年 3 月 21 日終了した旨、亀山市長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 7 月 23 日付け三重県公告に係る公共測量（1/500地形図作成）が平成 9 年 2 月 28 日終了した旨、上野市長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 8 月 20 日付け三重県公告に係る公共測量（集落排水事業に伴う地形測量）が平成 9 年 3 月 21 日終了した旨、名張市長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 8 月 20 日付け三重県公告に係る公共測量（集落排水事業に伴う地形測量）が平成 9 年 3 月 21 日終了した旨、北勢町長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成 8 年 8 月 6 日付け三重県公告に係る公共測量（集落排水事業に伴う地形測量）が平成 9 年 3 月 21 日終了した旨、藤原町長から通知があった。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第 4 項の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成 9 年 4 月 22 日

三 重 県 知 事 北 川 正 恭

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 9 年 3 月 21 日	桑名市大字西方字小谷2411ほか	桑名市寿町 3 丁目 47 有限会社さざんか 代表取締役 伊 藤 友 宏
平成 9 年 3 月 4 日	四日市市三ツ谷町1635	四日市市堀木 1 丁目 5-14 竹森不動産株式会社 代表取締役 竹 森 正 生

平成 9 年 3 月 4 日	四日市市大矢知町字上沢1045-1ほか1筆	津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館内 日本勤労者住宅協会業務取扱団体 三重県勤労者住宅生活協同組合 理事長 堀 田 順 市
平成 9 年 3 月 4 日	三重郡菰野町大字千草字市塚3180-5	鈴鹿市稲生塩屋3丁目18-3 山 口 浩 二
平成 9 年 3 月 5 日	三重郡川越町大字当新田字源治基六386	四日市市山之一色町1033-83 水 谷 二 郎
平成 9 年 3 月 5 日	四日市市札幌町字二反丸594-1	四日市市山城町1 下 田 龍 徳
平成 9 年 3 月 6 日	四日市市日永西1丁目4715-1ほか1筆	四日市市日永2丁目11-3 竹 本 五 男
平成 9 年 3 月 6 日	三重郡川越町大字豊田字西屋敷74-1	三重郡川越町大字豊田970 川 村 武
平成 9 年 3 月 7 日	四日市市桜町字衣笠8485-2	四日市市桜町8483 川 口 次 郎
平成 9 年 3 月 17 日	三重郡川越町大字当新田字中通489-1ほか1筆	四日市市午起2丁目3-17 大日倉庫有限会社 代表取締役 水 谷 義 雄
平成 9 年 3 月 18 日	四日市市生桑町字高田514-4ほか2筆	四日市市城北町8-23 株式会社トップフードサービス 代表取締役 大 野 任 俊
平成 9 年 3 月 18 日	四日市市小古曽東2丁目586-1ほか11筆	四日市市小古曽東2丁目3-23 幸栄ペーカリー株式会社 代表取締役 笠 井 剛
平成 9 年 3 月 18 日	四日市市桜町字笹尾4581-3	四日市市日永西4丁目3-25 林 崎 輝 一 林 崎 美代子
平成 9 年 3 月 18 日	四日市市生桑町字高田514-1ほか2筆	名古屋市中区紅雲町53 株式会社ブロンコビリー 代表取締役 竹 市 靖 公
平成 9 年 3 月 18 日	四日市市小牧町字真造寺2656-79ほか4筆	桑名市大字江場724-1 近 藤 正 信
平成 9 年 3 月 26 日	四日市市小古曽2丁目687-1	四日市市小古曽2丁目26-4 林 きみ子
平成 9 年 3 月 26 日	四日市市小古曽2丁目690-1	四日市市小古曽2丁目22-5 田 中 源 衛
平成 9 年 3 月 26 日	三重郡楠町大字南川字旭8-1	三重郡楠町南五味塚130-13 宮 崎 一 敏
平成 9 年 3 月 26 日	四日市市ときわ町4丁目1439	四日市市芝田1丁目6-3 山一不動産株式会社 代表取締役 服 部 昭
平成 9 年 3 月 27 日	四日市市北野町694-1ほか2筆	四日市市浜田町4-20 三重四日市農業協同組合 代表理事組合長 宮 田 節
平成 9 年 3 月 31 日	四日市市西富田町字三十六346-1	四日市市蒔田2丁目13-30 葛 山 和 哉
平成 9 年 3 月 31 日	四日市市松寺1丁目207-1	三重郡川越町大字当新田66-1 小 澤 潤
平成 9 年 3 月 31 日	四日市市日永1丁目87	四日市市日永2丁目12-20 坂 倉 嘉 雄

平成 9 年 3 月 31 日	四日市市日永5丁目3290-4ほか1筆	四日市市日永5丁目8-20 小 林 かよ子
平成 9 年 3 月 31 日	四日市市西坂部町字境内4589-1ほか1筆	四日市市西坂部町4589-2 大 森 雄 大
平成 9 年 3 月 31 日	四日市市中川原3丁目200-1	四日市市中川原1丁目9-20 山 口 サタ子
平成 9 年 3 月 31 日	四日市市蒔田3丁目723ほか5筆	四日市市芝田1丁目6-3 山一不動産株式会社 代表取締役 服 部 昭 大阪市淀川区宮原2丁目12-5 高杉開発株式会社 代表取締役 春 日 健 司
平成 9 年 3 月 31 日	三重郡菰野町大字福村字芳野山242-1	四日市市青葉町780-4 中部住研株式会社 代表取締役 猪 野 旭
平成 9 年 3 月 6 日	鈴鹿市北玉垣町字北ノ添1710-2ほか7筆	鈴鹿市白子町3653-1 朝日産業株式会社 代表取締役 平 島 好 則
平成 9 年 3 月 6 日	鈴鹿市道伯2丁目2283-2ほか2筆	大阪市淀川区宮原2丁目12-5 高杉開発株式会社 代表取締役 春 日 健 司
平成 9 年 3 月 13 日	鈴鹿市国府町字石丸7756-8	鈴鹿市平野町692 株式会社鈴鹿コーポレーション 代表取締役 末 松 正 守
平成 9 年 3 月 13 日	鈴鹿市伊船町字乙東野2951-37	鈴鹿市南江島町15-16 奥 田 浩 貴 奥 田 康 子
平成 9 年 3 月 17 日	鈴鹿市西庄内町字寺田2871	鈴鹿市西庄内町2871 古 市 實
平成 9 年 3 月 17 日	鈴鹿市道伯4丁目1750-13	鈴鹿市阿古菅町8-18 ハウスセンターオカベ株式会社 代表取締役 岡 部 勇
平成 9 年 3 月 18 日	鈴鹿市林崎町字福蔵1032-3	鈴鹿市南堀江1丁目11-15 棚 瀬 好 巳
平成 9 年 3 月 27 日	鈴鹿市道伯町字南鳥野2421ほか3筆	鈴鹿市道伯町2425 田 中 勝 見
平成 9 年 3 月 18 日	津市美川町24-2 (第2工区)	大阪市淀川区宮原2丁目12-5 高杉開発株式会社 代表取締役 春 日 健 司
平成 9 年 3 月 21 日	津市上浜町6丁目283ほか4筆	津市高野尾町4762-7 泉 知 代
平成 9 年 3 月 24 日	津市雲出本郷町字三ノ割1880-4ほか12筆	四日市市新正5丁目1-2 三菱三菱ふそう自動車販売株式会社 取締役社長 齊 藤 眞
平成 9 年 3 月 27 日	津市高野尾町字東豊久野4956-23ほか1筆	津市高野尾町4956-11 有限会社岩崎薬局 代表取締役 岩 崎 智 昭
平成 9 年 3 月 27 日	津市大字藤方字柳ヶ坪510-1	津市大字藤方字永下田1583-1 旭土地建物有限会社 代表取締役 太 田 和 秀
平成 9 年 3 月 28 日	安芸郡芸濃町椋本字藤ノ山3808ほか6筆	安芸郡芸濃町椋本字藤ノ山6176 医療法人府洲会 理事長 津 坂 忍
平成 9 年 3 月 19 日	一志郡三雲町大字中道字浜田614-2	松阪市西之庄町88-3 株式会社三重土地 代表取締役 大 西 和 義
平成 9 年 3 月 21 日	一志郡菰野町大字権現前字山ノ神田780-1ほか2筆及び同町須賀領字龍王野525-1ほか6筆	津市幸町27-35 株式会社西浦産業 代表取締役 西 浦 建 樹

平成 9 年 3 月 27 日	一志郡嬉野町大字川北字清水1982- 2	吹田市元町 8 - 28 助 川 光 子
平成 9 年 3 月 3 日	松阪市鎌田町字天神720- 6 ほか 3 筆	松阪市大黒田町714 南勢ホーム株式会社 代表取締役 北 村 正 巳
平成 9 年 3 月 7 日	松阪市大黒田町字八幡1444ほか 1 筆	松阪市末広町 1 丁目278-11 大和開発株式会社 代表取締役 中 村 聰
平成 9 年 3 月 12 日	松阪市大黒田町字新田906- 1 ほか 9 筆	伊勢市西豊浜町655-18 株式会社牛虎 代表取締役 清 水 明
平成 9 年 3 月 12 日	松阪市五月町1433-1	松阪市末広町 1 丁目246- 4 稲葉不動産 稲 葉 米
平成 9 年 3 月 12 日	松阪市大平尾町字向沖406-6ほか 3 筆	松阪市宝塚町703-3 西 川 正 彦
平成 9 年 3 月 19 日	松阪市丹生寺町字下川原638-1	津市大字半田2541-1 日 下 幾 子
平成 9 年 3 月 24 日	松阪市川井町字花田557ほか 1 筆	松阪市川井町267 佐久間 千鶴子
平成 9 年 3 月 26 日	松阪市大津町字戸ノ木836-1ほか 5 筆	松阪市大黒田町714 南勢ホーム株式会社 代表取締役 北 村 正 巳
平成 8 年 3 月 31 日	松阪市川井町658-1ほか22筆及び外五曲町70ほ か11筆	松阪市大口町185-1 エフアール興産株式会社 代表取締役 奥 井 裕 明
平成 9 年 3 月 26 日	志摩郡志摩町越賀字細田2407-2ほか 6 筆	志摩郡志摩町和具660 志摩町長 井 田 久 彌
平成 9 年 3 月 14 日	上野市四十九町字矢倉谷1215ほか 4 筆	埼玉県大宮市宮原町2-19-4 株式会社しまむら 代表取締役社長 藤 原 秀次郎
平成 9 年 3 月 19 日	上野市服部町字小芝342ほか 6 筆及び字夏ハゼ 678- 1 ほか 2 筆	上野市服部町644-2 西 口 隆 吉
平成 9 年 3 月 24 日	阿山郡伊賀町大字川東字鳥屋2170-26	阿山郡大山田村大字下阿波2829 モリマープレミックス株式会社 代表取締役会長 小 西 治 郎

毎 週 火、金 曜 日 発 行

購 読 料 (送 料 共) 1 箇 月 2,700円
1 箇 年 32,400円

平成 9 年 4 月 22 日 印刷 発行

津 市 広 明 町 13 番 地

三

重

県

印 刷

三 重 県 総 務 部 行 政 管 理 課